

2023年1月6日
株式会社三十三銀行

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているグリーンボンドに投資しております。
なお、サステナビリティボンドについては、市場金融部において、グリーンプロジェクトへの寄与分を確認しております。

３．サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。
その上で、所管部署（ソリューション営業部・融資企画部）において、当該ローンに気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることを確認しています。

４．サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しております。その上で、市場金融部において、当該ボンドに気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることを確認しています。

５．トランジション・ファイナンス

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。
ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、所管部署（融資企画部・市場金融部）にて、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

Ⅱ. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

再生可能エネルギー関連プロジェクトへの投融資（資金使途が限定されている投融資）であり、適切な環境アセスメント実施等により、環境へのネガティブな影響に対処している事が確認できること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、気候変動対応を統括する担当役員の決裁を経て決定しております。
また、投融資にかかる当該基準への適合性については、投融資商品の運営、投融資内容の確認等を所管する本部部署（審査部・市場金融部）がチェックを行っております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（資金使途が限定されていない融資）

以下の4つの要件をすべて満たす融資であること

- ① 「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
- ② 融資先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること
- ③ 融資の実行期間中、融資先自身が KPI の達成状況を年1回以上確認し、開示すること
- ④ 融資先のインパクト評価およびその結果の開示を行う仕組みの構築が、ポジティブ・インパクト・ファイナンスとして、独立した第三者機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、気候変動対応を統括する担当役員の決裁を経て決定しております。

また、ポジティブ・インパクト・ファイナンスとしての適合性については、当該融資商品の運営、融資内容の確認等を所管する本部部署（ソリューション営業部・融資企画部）がチェックを行っております。

以 上